

【論文】

共済協同組合連合会組織の存在意義 —所有権理論の視点から—

The Significance of National Insurance Federation of Cooperatives: From the Perspective of the Theory of Ownership

岡 田 太
Okada Futoshi

目次

1. はじめに
2. 協同組合連合会の機能と組織構造
3. 所有権（財産権）理論と協同組合
4. 共済協同組合連合会の株式会社化
5. おわりに

（要旨）

日本の協同組合共済事業は、世界の協同組合保険において著しく成長を遂げたにもかかわらず、協同組合研究の対象とされることは少なかった。しかも、共済事業は連合会方式を採用しており、協同組合としては特殊な形態ということもあって、従来から研究が進んでいない領域である。本稿の目的は、所有権（財産権）理論の視点から、共済協同組合連合会組織の存在意義を考察することである。連合会の機能は、単協との事業の役割分担つまり分業化、専門化である。共済事業または保障事業に関して、情報生産すなわち加入者のリスク情報を収集し、分析し、評価する機能は、それが複雑になるほど、各単協で行うよりも連合会に集約し、一元化したほうが望ましい。さらに、連合会には財産権の希薄化を抑制するという従来指摘されなかった役割がある。ハンスマンは協同組合の存在理由について、生産者、労働者、消費者または中小企業は契約コストが最も大きく、企業から搾取される可能性が最も高いため、みずから企業を所有することでそれを防ぐことができると説明した。しかし、これらの者は経営者支配力の点で弱さを抱えており、企業統治力の高い者が企業の所有者となる可能性を示唆した。この点においても、企業統治力が高い単協などが連合会の所有者となることに意義がある。最後に、共済協同組合連合会の株式会社化について、事業が成長するに従い、組合員以外の加入者が増えるであろう。また、上場し株式を公開すると、投資家の所有者が増えるであろう。その結果、加入者および所有者の両面において同質性を維持することが困難となり、協同組合原

理・原則、理念からの後退およびアイデンティティの希薄化が進むと予想される。その場合、協同組合の特質である人的結合体と事業体との結合が分裂し、協同組合の存在意義をどのように発揮すればよいか問われることになると思われる。

1. はじめに

日本の協同組合連合会制度は、明治期の産業組合連合会に源流を求めることができる。1921年（大正10）産業組合法（明治33年法律第34号）の第4次改正により、全国レベルの連合会制度が認められ、1923年（大正12）全国購買組合連合会、産業組合中央金庫が、1931年（昭和6）には全国販売組合連合会がそれぞれ設立された。本研究の対象である全国レベルの共済協同組合連合会は、1951年（昭和26）全国共済農業協同組合連合会の設立がその嚆矢である。

このように、協同組合連合会は長い歴史を有し、各種事業の発展に多大な貢献を果たしたにもかかわらず、協同組合研究において連合会そのものがとりあげられる機会は少なかつたように見える。その理由は必ずしも明らかではないが、人的結合体と事業体との2重の性格を持つとされる協同組合の場合、協同組合の原理、運動性および社会性などに研究の焦点が置かれることが多く、ひるがえって事業に特化する連合会への関心は低かつたのかもしれない。

岡田（2011）は、3つの主要な共済生活協同組合連合会をとりあげ、所有構造およびガバナンスについて考察した。本稿では、それをふまえて共済事業を行う共済協同組合連合会（全国連）一般に対象を拡大し、その機能や存在意義などについて理論的な検討を行うことにしたい。

協同組合の事業は現在、農・漁業、卸小売、金融・保険、医療、介護など広範囲に及び、社会に定着している。市場経済において株式

会社と競合または共存する協同組合は、連合会組織を通じて事業の効率化および高度化を図ってきた。

本稿では、共済協同組合連合会の特質について、主に新制度派経済学の財産権または所有権アプローチにより考察を行う。これらは「企業の境界」問題の解明に多大な貢献をしたことで知られるとともに、多様な組織形態の存在理由や特定の事業分野における組織形態の優劣についての理論的、実証的研究¹⁾が進んでいる。しかし、日本では米国の新世代農協や一部の既存研究について簡単に紹介されたことはあるものの（清水2007など）、協同組合組織に焦点をあてた研究がきわめて少ない。したがって、海外の協同組合研究の動向とあわせて検討することで、共済理論研究に一定の貢献が可能であると思われる。

企業の所有権構造の多様性は、企業組織形態の多様性をもたらした。しかしながら、市場経済原理の強化の行く先は、最も効率的な資源配分を行うとされる株式会社への収斂であろうか。とりわけ、全農および経済連の株式会社化を可能とした近年の農協制度改革は、共済連合会にとっても無縁とはいえず、多面的な検討が必要であろう。本研究はその準備作業に位置づけられるが、共済連合会組織のあり方について一石を投じるものとなれば幸いである。

以下、本稿は、共済協同組合連合会の現況と組織構造および機能について述べる。次に、所有権（財産権）理論と協同組合について、ハンスマンの研究を中心に既存研究をレビューし、連合会への適用を検討した後、共済協同組合連合会の組織変更について若干の考察を行う。

共済協同組合連合会組織の存在意義

2. 協同組合連合会の機能と組織構造

(1) 協同組合共済事業の概況

協同組合は、戦後制定された各種協同組合法に基づき共済事業を実施している²⁾。はじめにその現況を概観しよう。日本共済協会によると、2015年度の共済事業は会員数2,618会員、組合員数7,538万人、契約数13,943万件、共済金額(保障責任額)898.8兆円、受入共済掛金8.2兆円、支払共済金4.4兆円および総資産63.9兆円である(日本共済協会2016, pp.8-9)³⁾。保険と共済を含む広義の保障市場⁴⁾でみると、協同組合共済は受入共済掛金(保険料)ベースで14.7%を占める。

表1は、代表的な共済協同組合連合会の一覧を表す。共済事業は大きく連合会方式によるものと(単位)協同組合または単協方式によるものとに分けられるが、前者が95%前後を占め、後者はわずか5%前後に過ぎない。後者の例として、労働者生協(全国交通運輸産業労働者共済生協など)や職域生協(全国郵便局長生協など)、地域生協(神奈川県民共済生協など)が該当する。

(2) 共済協同組合連合会の機能

それでは、連合会方式と単協方式はどのような違いがあるのだろうか。図1は、単協と連合会組織の構造を簡略化したイメージを表す。それによると、単協が組合員で構成され

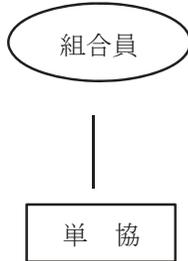
表1 2015年度共済協同組合連合会(全国連)の事業概況

名称	設立	会員数	組合員数	職員数	共済掛金	総資産
	(年)	(団体)	(万人)	(人)	(億円)	(億円)
全国共済農業協同組合連合会	1951	760	1,027	5,440	63,909	558,375
全国共済水産業協同組合連合会	1951	1,052	32	405	667	4,980
全国労働者共済生活協同組合連合会	1976	58	1,390	3,504	5,869	36,136
日本再共済生活協同組合連合会	1975	63	—	19	203	594
全国生活協同組合連合会	1971	40	1,754	166	6,427	7,462
日本コープ共済生活協同組合連合会	2008	148	2,179	420	1,755	3,296
全国大学生協共済生活協同組合連合会	2010	219	154	50	87	248
全国共済生活協同組合連合会	1956	14	164	50	142	571
生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会	2009	33	—	—	12	27
パルシステム共済生活協同組合連合会	2009	10	—	—	31	54
全日本火災共済協同組合連合会	1960	47	198	41	153	994
全国自動車共済協同組合連合会	1975	6	58	11	306	406
全国トラック交通共済協同組合連合会	1972	15	2	13	399	1,179
中小企業福祉共済協同組合連合会	2012	4	32	4	2	189

注) その他、グリーンコープ共済生活協同組合連合会(2010年設立)。
出所) 日本共済協会2016, pp.8-9。ただし、未掲載の共済連はウェブサイトによる。

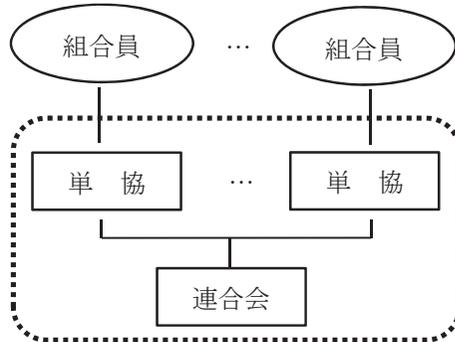
図1 協同組合組織の2つのタイプ

< 単位協同組合組織 >



出所) 著者作成。

< 連合会組織 >



るのに対して、連合会は主に単協で構成されるが、単協のほか他の連合会なども会員になることができる（農協法12条2項，生協法14条5項など参照）。1995年国際協同組合同盟（ICA）の「21世紀の協同組合原則」（1995年ICA声明）および背景文書によれば、連合会は1次（単協）に対する「他の段階」とされる。すなわち、2次または3次の段階の協同組合に該当する。あるいは「上部団体」と呼ばれることもある。もっとも、図1右の点線で囲まれた部分が、複数の単協と連合会からなる1つのネットワーク組織を表す場合、総体として組合員が出資、利用、参加する協同組合組織とみなすことができるだろう。

連合会を形成する目的は一般に、「組合員間の協同を会員間の協同に発展させて、より多くの人々の利益を実現すること」（本位田，1969，p.123）⁵⁾とされる。その背景には、多様化し、高度化し、複雑化する組合員ニーズへの対応と競合企業に対する競争力の確保（コスト削減，取引・交渉上の地歩の確保など）などがあげられよう。連合会は規模の経済によって組合機能の補完や拡充を図るが、単協自体の規模拡大によってもそれらへ対応

できる場合がある。実際、合併や統合を通じて単協が大規模化する傾向がみられる。ただし、人々の自発的な協力組織である協同組合は、単なる事業体（enterprise）ではなく、人的結合体（association）である。民主的な経営を行うためには、単協を適当な規模に保つことが望ましいため、単協と連合会を分離し、単協の規模拡大を抑制する狙いがあるといわれる。

また、連合会の機能についてみると、単協との役割分担つまり分業化，専門化である。経済事業の発展に伴い求められる専門性と多様性を単協で対応するには、困難を伴う。共済事業または保障事業の場合、情報生産すなわち加入者のリスク情報を収集し、分析し、評価する機能は、それが複雑になるほど、各単協で行うよりも連合会に集約し、一元化したほうが望ましい。単協と連合会とのリスク分担（分散）も重要である。それは単協元受・連合会再共済，単協・連合会共同元受，単協受託（代理店）・連合会元受の大きく3つに分けられる（中西・松崎1994，p.59-60）。その他のバリューチェーン（商品開発や共済金の請求受付・支払いなど）においても、共同化および共通化することで、規模の経済によ

るコスト削減を図ることができる。それらは単協だけで行うよりも高い効果が期待できる。したがって、協同組合グループ間また協同組合ネットワーク組織内における経営資源配分の最適化の側面がみられる。

さらに、連合会と単協との関係を見ると、たとえば、近年の農協自己改革をふまえた一連のJAグループ改革として、連合会によるJA（単協）への支援・補完機能の強化があげられている。共済事業の場合、事業の事務合理化・効率化を通じたJAの事務負担軽減に向けた取り組みが紹介されている（JA共済連2015）。

ところで、連合会機能の高度化指向の究極にある問題は、株式会社化かもしれない。2016年改正農協法（平成27年法律第63号）が施行され、全国農業協同組合連合会（全農）および経済農業協同組合連合会（経済連）は、株式会社への変更が可能となった（同73条2項）。農業協同組合の見直しに関する意見として、「全農・経済連が農業者・単協のための新たな業務を本格的、効率的に行うためには、会社化によって農協法の規制・監督から解放され、自由な経営を行うことが適当である」（規制改革会議2014）と示されたからである。

共済事業は、同条項における適用から除外されているが、在日米商工会議所（ACCJ）が主要な協同組合共済に対して「対等な競争環境の確保」を繰り返し要求している。協同組合の共済事業は協同組合法の制約を受けており、株式会社化を通じて保険業法のもとで積極的な事業展開を図るべきとの意見が規制改革会議などから提起される可能性は、排除できない。それは、法規制の視点を含めて協同組織に対する株式組織の優位性を示唆しているのかもしれない。もしそうであれば、全国共済農業協同組合連合会（全共連またはJA共済連）の株式会社化が完全に否定されたとはいえず、組織形態をめぐる研究に相応

の意義があると考えられる。

（3）共済協同組合連合会の組織構造

次に、共済協同組合連合会の所有関係に着目すると、多数の単協と少数の連合会が共済連合会を所有する形式が典型である。もっとも、それらの組織構造は各共済団体の事情に大きな影響を受けており、いわゆる経路依存性が認められる。たとえば、JA共済連の場合、会員は670のJA（単協）と32の県信連、8の県経済連、34の県厚生連、その他の連合会14および全国連2ならびに48の准会員の合計808会員⁶⁾である（2016年3月末現在）。昭和恐慌以降、いわゆる系統3段階制が確立した（千葉1985, p.101）ことから、共済事業は市町村・地域段階の農協、都道府県段階の共済連⁷⁾および全国段階の全共連が一体となって事業を展開した。しかしながら、2000年（平成12）47都道府県連合会と全共連が一斉統合し、JAと全共連の2段階制となった。これにより都道府県連合会はそれぞれ都道府県本部となり、全国本部と役割分担された。なお、JAグループは単協レベルで多角的に事業を行う総合JAと都道府県および全国レベルで専門の連合会⁸⁾・中央会などからなる独自の体制が構築されている。

また、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）は、都道府県を区域とする47の勤労者共済生協、都道府県の区域を超える8の職域労働者共済生協、生協連合会3の合計58会員からなる（2016年5月末現在）。これらのうち勤労者共済生協46会員と職域労働者共済生協4会員は、全労済と経営管理を一本化して運営している⁹⁾。それらの会員共済生協は地域または職域の事業本部を構成する単位本部である。1950年代労働組合を中心に共済事業が開始してほどなく、新潟県、富山県で大火が相次ぎ、給付金の支払い問題に直面した。これを協同の力で乗りきることができたが、リスク分散および財政基盤の強

化などを目的に1957年（昭和32）18都道府県労済が中央組織として、全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）を設立した。そして、1976年（昭和51）全国統合を実現した。このように、全労済は一方で会員からなる連合会組織であり、他方で会員と統合された単一事業体である点に特徴がみられる。いわば1つの巨大な協同組合共済生協といえるだろう。

ところで、協同組合の組織構造の特質を表すものとして、組合員による「出資・利用・経営（参加）」の三位一体原則がある。ただし、労働者協同組合は「出資・労働・経営」である。このような組合員の主体性が協同組合におけるガバナンス論の原点とされる。もっとも、高次の協同組合つまり連合会の場合、会員による「出資・利用・経営」となるのであろうか。組合員は連合会の法的なまたは直接の所有者ではないが、組合員の利益を実現するための組織である点是不変である。そのためのガバナンスの仕組みや実効性の確保が重要である。

協同組合原則は、価値を実践するための指針の役割を果たしている。1995年の協同組合原則によると、協同組合は共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを追求する人と人との結合体であり、それらのニーズや願いを満すための事業体を内包する¹⁰⁾。事業体は共同で所有し民主的に管理する点に特徴がある。この組合員の共同所有と民主的コントロールは、第2原則で詳述されているように、議決権の平等（組合員1人1票）原則をはじめ、組合員による協同組合のコントロールは民主主義に基づいて行われるべきである。ただし、連合会の場合、会員単協の規模が異なるため、議決権は平等（1会員1票）でなく、他の民主的方法によって行われる。また、第3原則の組合員の経済的参加において、組合員は協同組合に公正に出資し、資本を民主的に管理する。出資配当の制限や不分

割積立金を通じて資本の一部が協同組合における組合員共同の財産となる。

共済協同組合連合会を含む協同組合の特長は、その理念および原則から導かれるものである。一方、経済学の視点からは、投資家（株主）でなく、生産者や労働者、消費者または中小企業が出資し、協同組合を所有する理由は何か。あるいは協同組合が連合会を所有するとはどのようなことを意味するのか。それらの経済合理性に焦点が置かれる。そこで、次に、新制度学派の所有権または財産権理論から、協同組合および連合会の組織構造の特徴について考察する。

3. 所有権（財産権）理論と協同組合

(1) 所有権（財産権）アプローチ

(1-1) 所有権とはなにか

所有権（財産権）理論を考察する前に、所有権と財産権について概観する。民法（明治29年法律第89号）における所有権とは、「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益および処分をする権利」（同206条）を表す。それを企業に適用する場合、企業の所有者が直接的かつ排他的に支配する権利を有する「所有物」とは何を指すのだろうか。たとえば株主だからといって、会社の資産を自由に使用したり処分したりすることはできない。企業の所有者は、企業を構成する個々の財産または資源を所有しているわけではないからである。すなわち、企業所有者の財産と企業の財産が分離されている点に注意する必要がある。株式会社は「株主が会社をモノとして所有し、その会社がヒトとして会社資産を所有する二重の所有関係によって構成されている」（岩井2005, p.16）といわれるように、企業を所有するとは、所有者が企業への出資（投資）を通じて、企業（法人）そのものを所有すること、すなわちそれを全面的に支配する権利である所有権を

持つことを意味する。

なお、「所有者が保有する財産権が後に所有権と呼ばれるようになった」(Alchian, 1965, p.820, 中村 2010, p.40)ともいわれるが、所有権の代わりに財産権の用語が使われることも多い。財産権とは、「財のある特質を排他的に使用する権利、財のある特質が生み出す利益を獲得する権利、他人にこれらの権利を売る権利」(菊澤 2006, p.178)と規定され、財の範囲は有体物だけでなく、無体物にも及ぶ。民法における物は有体物を対象とするため(民法 85 条)、財産権は所有権を含む概念のようである。なお、本稿は、既存研究における用語の使用に準拠しており、統一感に欠けるきらいがあるが、本稿の文脈においては相互に置き換え可能と考えられる。

また、所有権の定義から明らかなように、それはいくつかの権利の束からなる。たとえば、「企業の資産の使用方法を決定する権利、ならびに発生した利潤を分配する権利」(宮川 2013, p.44)あるいは「支配権、残余請求権、譲渡権」(菊澤 2006, p.198, Picot and Wolf, 1994, p.218)である。すべての収益から負債、経費、その他の契約に定められた支払い義務を差し引いた後に残る利益を残余利益といい、残余請求権は残余利益に対する権利を表す。

会社法(平成 17 年法律第 86 号)では、株主の主要な権利として、剰余金の配当を受け取る権利、残余財産の分配を受け取る権利および株主総会における議決権の 3 つをあげている(同 105 条 1 項)。企業の場合、多種多様な資源が投入され、資源の提供者に対して契約に基づく請求権が与えられる。企業の所有者は、これらの提供者に債務を支払った後の残余分について請求権を持つに過ぎない。つまり、最終的なリスク負担者を意味する。同様に、支配権についても企業との間で結ばれた様々な契約に基づく権利を除く(契約で明記されていない)残余の支配権である。

企業の所有権は、個人企業を除くと、1 人の所有者がこれらの権利をすべて保有するとは限らない。権利の束を解いて個々の権利を分配できるだけでなく、権利そのものを分割することが可能である。その結果、多様な権利が多数の所有者に分配または割り当てられ、企業組織の多様性がもたらされる。一方、権利の内容が多様化して、1 つの企業に多様な権利を持つ所有者が存在しうる。たとえば、株式会社の場合、会社は剰余金の配当をはじめ 9 つの事項について異なる定めをした内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行することができる(会社法 108 条 1 項)。

(1-2) 財産権の希薄化(分散)および所有(権)と支配の分離

企業組織の多様性についてさらに考察を続けよう。財に行使可能な財産権が制限されることを財産権の希薄化(Verdunnung)¹¹⁾と呼ぶ(ピコー、ディートル、フランク 2005, pp.47-48)。彼らによれば、財産権は、財を利用する権利、財の形態と内容を変更する権利、発生した利潤を自分のものにする権利または損失を負担する権利あるいは財を譲渡し、清算による収益を受け取る権利の 4 つから構成される。

図 2 は、財産権の結合度と所有者数の観点から整理した、企業における財産権の希薄化を表す。領域 A は、古典的な企業であり、個人事業主が財産権を持つ。財産権が希薄化する 1 つの要因は、領域 B の公開株式会社のように、所有者が広く分散するためである。希薄化のもう 1 つの要因は、財産権が一部しか与えられないためである。領域 C の例として、日本の一般財団法人は、剰余金または残余財産の分配を行うことができない(「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年法律第 48 号) 153 条 3 項 2 号)。また、領域 D の強く希薄化した財産権構造の例として、原著ではドイツ自動車連盟

図2 財産権希薄化の2つの次元

		財産権所有者の数	
		少ない	多い
財産権の 結合度	高い	A：集結した財産権構造 (例：個人企業)	B：希薄化した財産権構造 (例：公開株式会社)
	低い	C：希薄化した財産権構造 (例：財団)	D：強く希薄化した財産権構造 (例：ドイツ自動車連盟(ADAC))

出所) ピコー、ディートル、フランク 2005、丹沢他訳 2007、p.47 を一部変更。

(ADAC) が例示されているが、これに近いと思われる一般社団法人日本自動車連盟(JAF) の場合、2016年3月末現在、会員数は1,846万人、個人会員のなかから選出された社員(定数250人)による社員総会が最高意思決定機関である。定款で剰余金の非分配(定款57条)を定めるなど非営利法人である。このように、財産権または所有権の希薄化が企業組織の多様化をもたらしたと考えられる。

バーリ(Adolf A. Berle) = ミーンズ(Gardiner C. Means) が論じた「所有と支配の分離」¹²⁾ は、近代株式会社(大規模公開会社)において株式所有権が広く分散した結果、所有者である株主が企業に対して実効的な支配を失い、所有権のうち受益権だけが与えられている状況を意味する。すなわち「みずからの富に対する支配権を譲渡し、資本の提供者、純粹かつ単純なリスク引受人となってしまった」(森沢 2014, p.318) のである。株主は、残余請求権者として全体の利益を最大化するような意思決定を期待する。そして、彼らは所有(権)から支配の分離が最高に進んだ段階を「経営者支配」と規定した。事業活動に対して権力(power)を行使する機能は、株主から支配者たる専門経営者へと移り、株主は所有者としての実質を失い、名目上の所有者に過ぎないとされた。このような財産権

の希薄化は、「会社は誰のものか」をめぐる議論が生じる原因の1つとなったと推察される¹³⁾。

財産権の視点からみる株式会社制度は、「企業をめぐる所有権を制限することによって、資源を効率的に配分しようとするシステム」(菊澤 2006, p.196) として説明されることがある。とりわけ、公開会社の場合、すべての株主が個々の意思決定に参加すると、株主間の交渉コストが大きくなり、規模の経済による利益が失われてしまう(Demsetz, 1967, pp.358-359)。また、企業の資産には人的資産や物的資産のような複雑な資産が多いため、現実的に株主が所有権を行使して会社を完全にコントロールすることは困難を伴い、株主と経営者の間で所有権の行使をめぐるさまざまなコンフリクトや外部性が生じることが指摘されている(宮川 2013, pp.44-45)。そこで、株主の意思決定権限の大部分が委譲され、少数の経営者が事実上の所有者となり会社を実効的に支配する。経営者に委譲されたコントロール権限の一部は、さらに下位の管理者に委譲され、マネジメント・コントロール・システムが形成される(伊丹 1986, p.18)。

一方、支配権を握る経営者の意思決定は、それに関与しない株主に負の影響または外部効果を与えるかもしれない。有限責任制度や

持分譲渡は、そのような外部効果を軽減する役割を果たすとされている。

(1-3) 協同組合と財産権の希薄化

以上の議論をふまえて、協同組合の所有権について考察する。はじめに、協同組合と株式会社の所有者数を比較してみよう。農林水産省「平成 26 事業年度総合農協一斉調査結果」によると、大小様々な規模の組合が存在するが、1 組合当たりの組合員数（正組合員（個人・法人）および准組合員（個人・団体）の合計）は平均 14,838 人である¹⁴⁾。同様に、厚生労働省「平成 27 年度消費生活協同組合（連合会）実態調査」によると、1 組合当たりの組合員数（連合会を除く）は、平均 74,022 人である¹⁵⁾。一方、全国 4 証券取引所上場会社の 1 社あたりの株主数（延べ人数）は平均 14,061 人である¹⁶⁾。公開株式会社と単純比較すると、生協の所有者は著しく多いことがうかがえる。しかも、出資金の多寡にかかわらず、1 人 1 票の平等の議決権を特徴とする協同組合は、パーリ＝ミーンズの言葉を借りれば、究極の「経営者支配」に相当しよう。

協同組合法において、出資 1 口の金額および 1 組合員の有することのできる出資口数の最高限度が定められているが（農協法 28 条 1 項 6 号、生協法 26 条 1 項 7 号、中協法 10 条 1 項 3 号および 33 条 1 項 7 号）、なかでも生協は出資金が少額で組合員のリスク負担は少ない。いいかえれば、上述の外部効果は小さいと考えられる。

また、組合員は残余請求権について制限される。それは協同組合の非営利性をめぐる問題を提起する。かつて営利性のメルクマールは、外部的経済活動によって獲得した利益をその構成員（社員）へ分配することとされていたが、現在では利益の源泉にかかわらず、利益分配の有無のみに焦点が置かれることが多い。したがって、「剰余金分配の可能性を

基準に営利法人と非営利法人に区分するとすれば、各種の協同組合法に基づく協同組合で剰余金の分配（割戻し）が可能なものは営利法人に位置づけられることになる」（明田 2014, p.61r）。もっとも、「会社法と一般社団法人法における営利法人と非営利法人の概念で協同組合を把握することはできず、無理にいずれかに分類・区分することは非現実的である」（同, p.68r）とされる。

1995 年協同組合原則（第 3 原則）および協同組合法において、組合員は剰余金の分配について出資配当率が制限されている。年 8%（農協法 52 条 2 項）、年 10%（生協法 52 条 1 項 4 号、中協法 59 条 1 項 2 号）のように上限は法律により多少異なる。いずれにしても、それは組合の（世代を超えての）共同所有性または共益性を表す。また、厚生農業協同組合連合会や医療生協のように、出資配当（厚生連）、出資配当・利用分量割戻し（医療生協）が認められていない協同組合がある（堀越 2010, pp.15-17, 明田 2014, p.67r）。これは医療サービスに関して、共益性よりも公益性を重視しているためと考えられる。なお、剰余金のもう 1 つの分配方法である利用分量割戻し（配当）は、事業の利用を重視する考え方に基づく。

また、協同組合の財産の一部は、個々の組合員に帰属しない協同組合全体の財産（不分割積立金など）であるため、残余請求権が制限される。不分割積立金の概念は、「協同活動の剰余から形成された積立金という形態をとり、組合解散時においても個人に分配されない。組合目的・社会目的実現のための、非個人的で永久的な、利他愛という道徳性をもった不分割共同の社会的性格をもった資本、つまり資本の公正なありかたを追求し、協同組合運動のいっそうの発展を期する、協同組合の社会性（公共性・公益性）を体現した資本である」（堀越 1996, p.18r）という。所有形態の観点からみると、不分割積立金の

特徴は「総有的な共同所有」(同, p.191)とされる。共同所有のうち、総有(入会権など)は利用権があるが、持分権がないため、その譲渡や分割請求が認められていない。その管理は総員つまり組合によって行われる。

残余請求権に関して、払込済出資額の全部または一部に制限する生協法(21条)と異なり、農協法は持分の全部または一部と定め(22条1項)、上限が明示されていないが、多くは払い込んだ出資の額を限度に持分を組合員に払い戻すべき旨が定款で定められている(明田2010, pp.296-297)。もっとも、解散および清算する際の残余財産の取り扱いについて解散時の組合員に分配される可能性があるという。したがって、不分割積立金について定款で定めたり、清算時にコミュニティの持続的発展のための基金としたりするなど、残余財産請求権の制限に関して課題が残されていると指摘されている(明田2014, p.69)。

さらに、協同組合の所有者(出資者)は同時に利用者である。一般に、利益分配は所有者の財産権を保障するものであるため、所有者(投資家)の期待に応えるうえで、関係者に支払った後に残る利益すなわち利潤最大化が企業の目的として望ましいとされる。

協同組合の場合、利益の分配と事業の利用の2つ経済的目的が併存するが、主たる目的は事業の利用である。したがって、利益最大化は行動原理とならない。協同組合の「利益最適化」または「非営利目的」は、このような(社会的・文化的目的を含む)文脈で理解すべきであろう。「協同組合は、営利法人としての性格をもったものから一般社団法人以上に非営利法人としての性格の強いものまで、組織設計をすることが可能になっている」(明田2014, p.67r)といわれる。それによれば、協同組合の非営利性の程度は組合によって異なることが推察される。

(1-4) 連合会への適用

以上の考察から、大部分の協同組合は上掲した図2のBとDの中間領域に属すると考えられる。したがって、企業組織の多様性に協同組合の存在意義を確認することができる。

ところで、経営者の意思決定と社会的見地からの最適な意思決定との乖離に起因する問題を解決するための企業のコントロールは、次の4つしかないという(Jensen, 1993, pp.850-854)。すなわち、①(競争的な)資本市場、②法律、政治および規制制度、③(競争的な)生産物および生産要素市場、④内部統制、である。公開株式会社の場合、コーポレート・コントロール市場を含む資本市場を通じて経営者をコントロールすることが最も有効であるとされる¹⁷⁾。委任状争奪戦や合併・買収(M&A)、事業部の切り離しなど、株式市場には企業経営をコントロール可能なメカニズムが存在する(花崎2010, p.33)からである。しかしながら、協同組合にはそのような市場は存在しない。表1のように、連合会は単協と比較して所有者(会員)が少ないため、図2において協同組合よりも左側に位置する。企業のコントロールの観点からは、連合会は単協よりも優れていることを示唆する。

また、株式会社と同様、専門経営者に経営を委ねるメリットは大きいものの、経営者が所有者の意向に沿った行動をすることは限らない。いわゆるエージェンシー問題が生じる。連合会組織においては、図1のように、単協の組合員と経営者(理事)、会員と連合会の経営者(理事)の二重のエージェンシー問題が存在する点に注意する必要がある。とりわけ、組合員の大多数が共済に加入していない場合、共済加入者の利益が重視されない可能性があるため、エージェンシー・コストが大きくなりうる。1995年協同組合原則(第2原則)は、組合員が政策および意思決定に積極的に参加することを求めており、連合会に

においても同様である。ガバナンスの有効性を高めるために、地区別の総会や委員会などの補完組織（自治組織）の重要性について指摘したことがある（岡田 2011, p.38）。実際多くの取り組みが行われているが、その強化についてはなお課題を残している。財産権が制限され、所有権が希薄化する状況、いいかえると間接民主制において、組合員主権という協同組合の本質的意義が問われているように思われる。

(2) 所有権（財産権）アプローチからみる協同組合の優位性

(2-1) 先行研究のレビュー

これまで述べたように、市場経済においては、株式会社、協同組合をはじめ多様な企業組織が存在し、一部の市場ではこれらの企業が共存している。組織の経済学は多様な企業組織の長所・短所について論じている。協同組合組織の優位性に関しては、ハンスマン（H. Hansmann）の契約的企業観（the firm as nexus of contracts）に基づく一連の研究とりわけ Hansmann（1996）に依拠しているものが多い（たとえば、日本銀行金融研究所 2003, pp.100-102, 中島他 2004, pp.2-7, 米山 2012, pp.108-110, Birchall, 2012 など）。

もっとも、財産権アプローチの研究の多くは、協同組合組織の問題点や短所を指摘している。したがって、協同組合研究者を除くと、ハンスマンの学説は少数派のようである。以下では、多数派に属する研究のうち、代表的な学説を紹介する。

まず、協同組合を含む相互所有の非営利組織は、経営改善による将来の結果が所有者の現在の富に資本化されないため、非営利組織のほうが、怠業（shirking）が大きいという（Alchain and Demsetz, 1972, pp.789-790）。また、協同組合は共同所有権、時間的視野、譲渡不可能性およびモニタリングの4つの問題があることを指摘する（Jensen and Meck-

ling, 1979）。一般に共同所有の場合、同一の資産に対して利害の異なる複数の所有者が支配権を持つため、交渉問題が最も困難になる。時間的視野の問題は、その企業に行う投資から生まれる純所得のフローのタイミングと時間選好率とのギャップから生じる。さらに、モデル分析により詳細な検討したのが、Hart and Moore（1998）である。

残余請求権と残余コントロール権の2つの財産権のうち、Fama and Jensen（1983）が残余請求権（残余のリスク負担）の多様な構成によって、経済的に重要な企業形態を説明することができることに對して、Hart and Moore（1998）は残余コントロール権に着目した。将来起こりうることをすべて予見して、すべての対応を契約に定めることは困難であり、そのような契約を不完備契約という。不完備契約のもとでは、契約書に明記されていない資産の使用に関するすべての権利を購入することが望ましい。したがって、非人的資産によって規定される企業の所有者は、様々な契約により契約当事者が持つコントロール権を除く、残余コントロール権を保有する。すなわち、所有権とは残余コントロール権の取得を意味する。具体的にそれは、「資産をどのように利用するか決定権、資産への他人のアクセスを排除する権利、資産を譲渡、売却する権利等」を表す（伊藤 2005, p.74）。

Hart and Moore（1998）は、協同組合に関して2つの結論を導いた。1つは、組織構造である。利益非分配型（nonprofit）消費協同組合と株式会社（外部株主）に関して、完全競争の世界においては株式会社がファーストベストである¹⁸⁾。消費協同組合は市場に対するコスト優位から生じるレントが競争圧力から組合員を守るために使用される。中央値に位置する投票者の選好は、平均的な選好を反映しないかもしれない。もう1つは、消費協同組合の組合員がファーストベストを全員一

致で投票する共通の選好順位を持つ場合、概して株式会社は、平均的な顧客よりも限界的な顧客に適した非効率な意思決定を行う。後者のインプリケーションとして、協同組合は集団意思決定コストが大きく、そのコストを下げるために組合員の同質性が重要な役割を果たす。そのほか、経営者はより自己保身(entrenchment)的な行動をする可能性があるため、協同組合は経営者にインセンティブを与えるべきであるが、資本調達、議決権を売却できないため、資本コストは高いことが指摘されている。

(2-2) Hansmann (1996) の概要およびその後の研究

Grossman and Hart (1986) は企業が何を所有しているのかに焦点をあてるのに対して、ハンスマンは誰が所有者になるべきかに関心を持つ。企業との契約に関わるすべての者をパトロン(取引相手)と呼び、それらの者のうち契約コストが最も大きい者が所有者として保護されるべきであるとする。なぜならそれは一般に、後述の所有権(または所有)のコストを大きく上回る(Hansmann, 1999, p.395)からであるとともに、両者はトレードオフの関係にあるからである。契約コストは、①市場支配力、②ロックイン効果、③長期契約、④情報の非対称性、に大別される(Hansmann, 1996, p.24-29)。実際、日本における大部分の公益法人、公共法人および協同組合は一般に、契約コストが大きく、いわゆる「契約の失敗」を引き起こす可能性の高い事業を実施しているという(中島他 2004, p.60)。

一方、所有者が支配権を行使する際にもコストが生じる。これを所有権のコストといい、①経営者を支配するコスト、②集合的意思決定のコスト、③リスク負担のコストなどからなる。したがって、契約コストと所有権コストの合計が最も小さくなるように所有権

を効率良くパトロンに割り当てることが望ましいとされる(同, 1996, p.19-22)。

協同組合に関して、生産者、労働者、消費者、中小企業者などは契約コストがパトロンのなかで最も大きく、所有権コストが小さいため、所有者になるべきであるとの結論が導かれる¹⁹⁾。共済事業における契約コストは、とりわけ生命保障分野に関する長期契約の不確実性、契約解除および再契約に多大なコストを伴うロックイン効果、情報の非対称性など保険一般の契約コスト²⁰⁾があげられる。また、創業期によくみられるが、保険市場における保障の入手および購入の困難性もそれに含まれよう。共済協同組合の場合、組合員間の相互扶助を通じて、逆選択やモラルハザードの軽減など契約コストの抑制効果が働く点に優位性が認められる²¹⁾。一方、共済事業を利用する組合員が所有者となるため、所有者と利用者との利害対立はなくなる。したがって、投資家が所有するよりも所有権コストは小さい。

ところで、ハンスマンの学説によると、契約コストと所有権コストの合計が最小になるように組織形態が決定されるため、需給条件や技術革新、規制など(将来の)市場環境の変化に伴い、総コストが変化し、保護されるべきパトロンが代わる可能性がある。たとえば、契約の失敗が防止され契約コストが減少した結果、積極的な事業展開を指向して営利企業(株式会社)へ組織転換することが考えられる(中島他 2004, p.61)。実際、1990年代以降世界の主要な生命保険相互会社が相次いで株式会社へ組織変更した。共済を含む広義の保険市場においては株式会社、相互会社および協同組合などが存在している。相互会社と株式会社の比較優位を考察する研究は多数存在するが、協同組合は相互会社と同様とみなされるため、それが直接とりあげられることはきわめて少ない。

次に、Hansmann (1999) は協同組合の理論

と実際について、1996年の理論枠組みを用いて考察している。Hart and Moore (1998)が完全競争を前提とするのに対して、ハンスマンは市場の失敗から出発する点で、両者は異なる。ガバナンスにおける協同組合の特徴として、同規模の株式会社と比較して農協はメンバー（組合員、会員）によるコントロールが強いこと、または生協などのようにそうでない場合もメンバーの積極的な反応があることが指摘される。なぜなら、メンバーは出資者であると同時に取引当事者であることによって動機づけられているからである。また、米国では協同組合から脱退する際の持分払戻しの制限をめぐる争われている。協同組合の将来展望について、独占禁止政策、生産の分割可能性とともにパトロン間の利害の同質性に影響を受けるという。

さらに、Grossman and Hart (1986)の不完備契約理論に対する異説として、Hansmann (2011)は小売フランチャイズを例にあげる。フランチャイズ契約が不完備契約であるため、加盟小売店が共同して本部企業を所有することで、契約コストを効果的に軽減することができるという。加盟店（経営者）がGrossman and Hart (1986)のいう効率的な財産所有者である場合、所有者として保護されるべきパトロンは加盟店である。ただし、所有権のコストを考慮すると、共同所有が効果を発揮するためには、同質的な所有者が多数存在する必要がある。このような共同所有型のフランチャイズは、消費協同組合組織の発展形態とみなされる²²⁾。

ハンスマンの企業理論の特徴は、資本提供者を除くパトロン（生産者、消費者、労働者または中小企業など）により所有されている企業を通常協同組織と呼ぶのに対して、投資家が保有する企業は生産者協同組織の特殊な例と規定する。すなわち、株式会社は貸し手の協同組織または資本協同組織なのである（Hansmann, 1988, pp.284-286）。しかも、政

府もまた住民の協同組織であるという。したがって、所有者のいない非営利企業²³⁾を別とすれば、すべての企業は協同組織であり、協同組織形態の普遍性を強調する（Hansmann, 2011, p.308, Hansmann, 2014, pp.1-3）。そして、企業の所有者となるべきパトロンについて、従来は企業の機会主義的行動により誰が最も搾取されうかが重視された。しかし、それらは企業統治力が弱いため、現在では誰が最も効果的に企業統治を行うかについても考慮する必要があるという（Hansmann, 2014, p.4）。たとえば、顧客と投資家を比較した場合、顧客の契約コストが大きく、企業を所有すべきであっても、企業を効果的に支配することができないため、統治力がある投資家（株式市場）が所有することが多い。

(2-3) 連合会組織への適用

ハンスマンは、単協が所有する連合会組織については取り上げていない。そこで、学説を共済協同組合連合会に適用してみよう。共済協同組合連合会は、共済事業に関して高い専門能力を持つため、単協よりも多く契約コストを削減することができる。また、組合員が所有する単協に所有権を割り当てることで、所有者数が大きく減るだけでなく、単協は組合員よりも統治能力が高いため、組合員が所有するよりも所有権コストの削減効果は大きい。さらに、単協は所有者であるだけでなく、共済事業のプロセスに関与しており、関係性が強い。したがって、共済協同組合連合会は単協よりも契約コストと所有権コストの合計を小さくすることが可能な点に優位性が存在する。

一方、ハート (O. Hart) の財産権アプローチからみると、共済協同組合連合会を所有する単協は共済普及推進（共済募集）に従事する。それは保険業における保険会社と代理店の関係に類似している。連合会と単協の契約

関係が不完備であると仮定した場合、残余コントロール権を連合会と単協のどちらに与えるべきか、いいかえれば連合会と単協のどちらに所有権を与えるべきかが問題となる。連合会方式をとる共済事業においては、単協が連合会を所有しているが、米国の保険業においては、保険会社が垂直統合を通じて専属代理店（の財産である満期所有権²⁴⁾）を実質的に所有しているとされる（Grossman and Hart, 1986）²⁵⁾。したがって、保険代理店が保険会社を所有することは異例である²⁶⁾。連合会と単協の関係を整理すると、所有関係と代理関係の二重性が存在する。連合会は所有者である単協の利益を高めるために行動し、単協は依頼人である連合会の利益を高めるために行動（普及推進など）することになるが、残余コントロール権が単協に与えられているため、両者の利害が対立した場合、連合会の利益が損なわれることになるだろう。

Grossman and Hart (1986) のいう効率的な財産所有者とは、財産の価値をより高めることのできる主体を指す。協同組合において単協などが連合会を所有するのは、いわば自明のことであるが、財産権アプローチはその経済合理性を問いかける。もし単協がみずからの利益を主張したり追求したりするようになると、意思決定のコストは増大する。したがって、単協は当該単協の組合員だけでなく、すべての組合員の利益を高めるように協力して意思決定を行うことが求められる。

4. 共済協同組合連合会の株式会社化

(1) 韓国協同組合共済事業の保険会社化²⁷⁾ と欧米の保険組織

最後に、今後共済協同組合連合会が直面するかもしれない組織形態の転換をめぐる考察を行う。上述のとおり、日本では改正農協法により全農および経済連は株式会社化への道が開かれた。共済連はその対象とされてい

ものの、韓国では2012年農協中央会の共済事業が分離され、農協金融持ち株会社が出資する保険会社となった。2007年韓米FTAが妥結し、農業協同組合中央会を含む共済事業に対して、民間保険会社との間で競争上の優位性を与えてはならないことなどが規定された。その後、農協制度改革の議論を受けて金融事業の競争力向上が課題となった。当時農協の生命共済は業界4位、損害共済は業界10位を占めていたが、生命分野については民間保険市場が成長傾向にあったのに対して、近年生命共済事業は伸び悩んでいた。そして、韓米FTAの発効を翌年に迎えた2011年改正農協法が成立し、共済事業の根拠規定が削除された。一方、保険業法が適用され、生命および損害共済を兼営していた共済事業は農協（NH）生保、農協（NH）損保に分離された。あわせて、民間保険会社との対等な競争条件を確保するための調整²⁸⁾が行われた。韓国の場合、もともと員外利用の制限がなく准組合員の扱いで一般人に保障を提供してきたが、組合員でない加入者が増えていくようになれば、組織アイデンティティのさらなる希薄化への懸念が指摘されている（崔2014, p.13r）。

ところで、韓国以外の海外事情はどうだろうか。欧米の金融機関のなかには、法制度上、協同組合が選択できず、会社形態をとるものが多数存在する。保険会社の場合、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イギリス、スウェーデン、デンマークなど多くの国で、株式会社または相互会社（組合）が許されている。株式会社、相互会社および協同組合が許されている国はイタリア、ベルギー、スペインなどである。その他、協同組合が許されている国はギリシャ（損害保険）、チェコ、スイス、トルコなど少ない。また、株式会社の場合、メンバーが株主として会社を所有することがある。これについても、協同組合銀行が所有する場合（デンマーク、ポーランド、

共済協同組合連合会組織の存在意義

アイルランドなど)、他の協同組合が所有する場合(イタリア、ギリシャ、イギリス、カナダ)がある。その他、混合形態(オランダ、ノルウェー、オーストリア)や非営利の保険組織も存在する。このように、ヨーロッパでは多様な組織形態の保険者がみられる。

(2) 所有権理論からみる組織変更の評価

すでに述べたように、契約コストと所有権コストの合計の最小化により組織形態が決定されるハンスマンの学説は、ある時代に最適な組織形態であったとしても、法制度などの環境変化などによって総コストが変化した結果、それと異なる組織形態へ転換すべきことを示唆する。

共済事業が会社組織に変更すると仮定した場合、株式会社と相互会社の2つの選択肢がある。表2は、株式会社と相互会社の長所・短所の比較を表す。株式会社の場合、単協が所有する金融もしくは事業持株会社傘下の保険会社となるため、他の金融業などとともにも多角経営を展開することが可能である。総合的に事業を行うJAなどに適している方式かもしれない。もっとも、組合員は(金融)事業全般に対する残余請求権だけが実質的に与えられるため、剰余金の最大化とその分配に関心が集まり、共済事業における協同組合原理が後退し、アイデンティティの希薄化が懸念される。一方、相互会社の場合、協同組合と類似しており、協同組合原理が可能であ

る。また、共済専門に適しているといえるだろう。しかしながら、大規模な相互会社は契約者の支配が弱く、ガバナンスの強化に課題を残している。株式会社と同様、剰余金の最大化と分配に関心の契約者が多数を占めるであろう。

契約者保護法制度が整備され、組合員の契約コストが減少した結果、この意味において契約者が所有者である必要性は薄れている。それは主要な保険相互会社が相次いで株式会社に転換した事実からも確認することができる。同様に、共済事業の株式会社化についても今後議論されるかもしれない。保険株式会社のさらなる利点として、1つめは協同組合法から保険業法の適用に代わり、員外規制ルールがなくなり、一般の個人および企業に保障を提供することができる。2つめは外部の資金調達が可能になる。3つめは上場し、株式を公開すれば、株式市場による規律づけが期待される。一方、デメリットとしては、保険契約者が多様化し、組合員の相互互助性が後退すること、また上場した場合、投資家と協同組合(最終的には組合員)と2つの株主が併存することになり、所有者の同質性が失われる可能性がある。株式会社の場合、支配株主(協同組合)と非支配株主(投資家)と間の利害対立が深刻な問題を招く恐れがあることが指摘されている。その結果所有権のコストが大きくなるだろう。

表2 共済事業の組織変更に関する比較

	株式会社	相互会社
長所	他の事業との統合度が高い 多角経営に適している 一般の顧客も対象となる	協同組合原理が適用可能 保険専門に適している 一般の顧客も対象となる
短所	協同組合原理の後退, アイデンティティの希薄化	出資の概念があいまい ガバナンスが弱い

出所) 著者作成。

5. おわりに

本稿の目的は、共済協同組合連合会組織の存在意義について、所有権（財産権）理論の視点から考察することであった。日本における共済事業の9割以上は、連合会組織による。

連合会組織の機能は、単位協同組合との役割分担つまり分業化および専門化である。共済事業に関して、情報生産すなわち加入者のリスク情報を収集し、分析、評価する機能は、それが複雑になるほど、各単協で行うよりも連合会に集約、一元化したほうが望ましい。その機能強化が求められる主な要因は、共済連合会が提供する保障と保険会社の提供する保険商品の差異が縮小し、競争が激しくなっているからである。保険会社との競争は共済連合会の経営者を規律付けるため、所有者または組合員にとってエージェンシー・コストを軽減する効果がある。共済の創業時にみられた競争優位性が低下することで、事業経営のさらなる効率化が求められる。

しかしながら、連合会機能の高度化指向の究極は、株式会社化への道かもしれない。2016年改正農協法が施行され、全農と経済連は株式会社化への変更が可能となった。共済連はその対象から除かれたが、韓国では2012年農協中央会の共済事業が分離され、保険株式会社化された。日本の主要な共済事業は世界的に規模が大きく、日米保険協議で対等な競争条件の確保を目的に共済規制の強化がいつそう要求される可能性がある。

理論面において、協同組合組織は協同組合の原理・原則および理念を実現するうえで必要な組織である。したがって、協同組合組織の理論的、実証的研究が重要であるが、海外の既存研究と比較して日本では経済理論の面での研究が遅れているように思われる。本稿もまた決して十分とはいえないものの、ハンスマンの学説を中心に所有権（財産権）理論

の観点から考察を行い、新たな知見を得ることができた。

共済事業は膨大な数の加入者から構成されている。これらの組合員は連合会を所有する単協の所有者であって、直接的な所有者ではないが、協同組合の理念からすれば真の所有者は組合員であることは明らかである。しかしながら、そのような多数の組合員の存在は財産権を希薄化し、組合員は事実上残余請求権だけが与えられている。民主的な1人1票の平等な議決権は、組合員が同質であり、意思決定のコストが小さい場合は有効であるが、そうでない場合は組合員の意思が経営に反映されず、究極の「経営者支配」になりかねない。ゆえに、連合会組織の残余コントロール権に関して、連合会と共通の利益関係にあり、高い統治能力のある単協などがそれを持つことは理に適っている。財産権理論の観点から、連合会組織はその希薄化を抑制しており、従来の連合会組織をめぐる研究では重視されなかった役割に着目すべきであろう。

Hart and Moore (1998) は、完全競争の世界では株式会社がファーストベストであることを示したのに対して、市場の失敗から出発するハンスマンは前提が異なる。誰が所有者になるべきかに関心を持つハンスマンの学説は、組合員を主権者とする協同組合と親和的である。もっとも、それは協同組合の原理・原則または理念から導かれるのではなく、経済合理性の観点から、契約コストが最も大きく、企業から搾取される可能性が最も高い生産者、労働者、消費者または中小企業がみずから企業を所有すべきであるとした。一方、これらの者が企業を所有する際、所有権のコストが生じる。従来の学説では、契約コストの削減が重視されていたが、近年の研究では誰が最も効果的に企業統治を行うかについても考慮すべきとしている。この意味でも、企業統治力が高い単協などが所有者となることに意義が存在する。

ハンスマンは、長期的には、最も効率的な組織形態を採用した企業が生き残ると考えている。したがって、かつては効率的な組織形態であったとしても、その後の法整備や技術革新などの環境変化により、組織形態が変化することがありえる。多くの加盟店が本部を所有する形式のフランチャイズはその典型であり、消費協同組合の進化形の1つと位置付けられている。

将来、日本でも共済協同組合連合会の株式会社化が検討されることがあるかもしれない。その場合、経済理論の観点から議論することが重要である。協同組合に関して、ハンスマンおよびハートはともに組合員の同質性が重要であると指摘する。共済事業が株式会社化し、組合員以外の加入者が増えるにつれて、協同組合の存在意義が希薄化することが懸念される。それを防ぐためには、組合員の主体的な参加が求められる。その場合、組合員と組合および連合会をつなぐ職員の役割が鍵を握る。さらに、協同組合の理念を実現するためには、残余コントロール権をとのように配分すべきかそのあり方についても見直す必要があるかもしれない。

2016年11月、協同組合が国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の「無形文化遺産」に登録された。「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」が国際社会から高く評価されたと証左であるが、今後も協同組合の存在意義を発揮しつつ現代

社会に適応した事業のあり方を模索すべきように思われる。

最後に、残された課題を2つあげたい。1つは、財産権理論の視点から、単協はGrossman and Hart (1986) のいう効率的な資産所有者であろうか。ハートによれば、ある資産の価値を最大にする能力を持つ者が残余コントロール権を所有すべきである。共済事業におけるそのような資産とは何か。仮説ではあるが、それは関係特殊資産 (relationship-specific asset) であると考えられる。共済事業における普及推進などについては、組合員との関係性の強い単協が担当したほうが効率的かつ効果的である。反対に、組合員以外の者に推進する場合、単協は組合員との関係性を活用することができない。このように、ある取引関係においてのみ高い価値を持つ資産を関係特殊資産という。それを単協が所有する場合と連合会が所有する場合とでは、どのようにインセンティブが異なるのであろうか²⁹⁾。また、資産価値を高めるための投資のあり方についても考察する必要がある。

もう1つは、出資配当と契約者割戻との関係である。現在連合会によって多少配当の方法が異なっている。通常、配当は企業のステークホルダー間の利害の調整弁としての役割を果たすといわれるが、共済事業の場合はどうであろうか。経済理論の観点から改めて考察したい。

(注)

1) たとえば、バーチャル (Johnston Birchall) は協同組合組織をめぐる有利・不利について所有権理論を含む10の理論をとりあげている (Birchall, 2011, pp.32-33)。また、メンバー所有の企業の有利・不利について、所有権、支配および便益の側面から論じた Birchall (2012) も参照されたい。

2) 農協法10条1項10号「共済に関する施設」、水協法11条1項11号「組合員の共済に関する事業」、生協法10条1項4号「組合員の生活の共済を図る事業」、中協法9条2項3号「組合員の福利厚生に関する事業」など。
3) 日本共済協会にデータを提供する協同組合だけを対象としており、全体をカバーしていない。
4) 保険は、生命保険協会、日本損害保険協会、日

共済協同組合連合会組織の存在意義

- 本少額短期保険協会および外国損害保険協会加盟の会社 171 社の合計である。共済は 40 団体である（連合会を含む）。注 3 を参照。
- 5) 本位田 (1969) は、協同組合連合会の意義や役割などを解説した数少ない重要文献の 1 つである (本位田 1969, pp.123-131)。
 - 6) 日本共済協会 (2016) の表 1 の 760 会員は、正会員だけを表す。
 - 7) 当時連合会は総代会を設置することができず、全国の単協および連合会を招集して総会を開くのは実際上不可能のため、全共連の設立準備段階より、上部組織として県共済連を設立する 3 段階制が構想された (全国共済農業協同組合連合会 1947, pp.358-359)
 - 8) 联合国軍総司令部 (GHQ) の兼営禁止政策により、経済、信用、共済、厚生など連合会が分立したとされるが、このような機能別連合会を総合的に調整する (中央会) 機能が必要である。
 - 9) 消費生活協同組合法 (昭和 23 年法律第 200 号) 5 条 1 項により、組合は都道府県の区域を越えて設立することができない。ただし、連合会はその限りでない。
 - 10) 協同組合の本源的構造を説明する 1995 年協同組合原則と異なり、現実には結合体と事業体が分離して並列的な構造にあるか、あるいは事業体が主導となって結合体を内包する形で結合する構造に変化しているという (堀越 2002, pp.164-165)。
 - 11) 所有権の希薄化 (attenuation) の同様の定義として、資産を利用し、それから所得を得、そしてそれを交換する個人の権利に対して制限が存在することを指す (スロイン, エッゲルトソン, 竹下訳 1996, p.38)。
 - 12) この議論の創始者の 1 人はアレフレッド・マーシャルとされる。マーシャル (1923), 永澤訳 1991, 第 8 章参照。
 - 13) 所有と支配の分離が進んだ現代社会のもとで、株主が株主会社の所有者である (株主主権) であることの正当性が問われることが少なくない。たとえば、三浦 (2008, p.394), 所有権の衰退に
- ついては, Aglietta and Reberieux (2005), 広田 (2012) などを参照。
- 14) 同調査によると、正組員数が 500 人未満の組合数は 88, 全体の 12.7% を占めるのに対して、1 万人を超える組合数は 137, 全体の 19.2% を占める。JA おきなわの組員数 13 万人 (正准組員, 2016 年 3 月 31 日現在) が最多のようである。
 - 15) 同調査によると、組員数が 2000 人未満の組合数は 185, 全体の 21.3% を占めるのに対して、50 万人を超える組合数は 24, 全体の 2.8% である。最大の生協コープみらいの組員数は 325 万人にも及ぶ (2016 年 3 月 21 日現在)。
 - 16) みずほフィナンシャルグループの株主は 102 万人 (2016 年 9 月 30 日現在, 個人・法人), 第一生命ホールディングスの株主 83 万人 (2016 年 9 月 30 日現在) が株主数上位の会社である。
 - 17) 法規制はその企業を救うには遅すぎることに、生産物および生産要素市場も市場規律が働かぬが、コントロールは遅いこと、内部統制は危機が発生しなければ企業は自己変革を行わないことから、資本市場は企業に早期の改革を促す手段として最も優れているとされる。
 - 18) 不完備契約と関係特殊投資の場合、資産の所有権は代理人がホールドアップするのを抑制する権限を与えるが、それはある状況のもとでは共同所有権として平等に配分するのが望ましいため、協同組合組織が最適であると述べている (Hart and Moore, 1998, pp.40-41.)。また、Hart and Moore (1990) を参照のこと。
 - 19) 投資家を除く生産者や労働者、消費者などのパトロンが所有者となる場合、所有権の割り当てについて株式会社と異なる特徴がみられる。出資者として出資配当金を受け取る一方、事業の利用に応じて利用高または事業分量配当金を受け取ることができる。したがって、事業分量割戻しも残余請求権の 1 つと考えることができる。議決権の割り当てについても、1 人 1 議決権の民主的方法のほか、利用高に応じて配分する方法が考えられる。

共済協同組合連合会組織の存在意義

- 20) その他の契約コストの例として、20世紀前半米国における相互会社は、契約者保護が不十分な状況下のもと、保険販売者の機会主義的行動から契約者を守る点で重要であった (Hansmann, 1996, p.285) ことがあげられる。
- 21) 未発達な保険市場は加入者間の信頼関係による逆選択やモラルハザードの抑制および契約の履行強制に十分な対応ができなかった。保険法制度が整備され、これらの問題に対応できるようになると、保険市場における営利企業 (株式会社) の優位性が強くなったのであろう (岡田 2017, p.14)。
- 22) VISA カードの事例を参照されたい (Hansmann, 2014, pp.3-4 and p.6)。
- 23) 所有権の2大要素である残余請求権と残余支配権が分離している非営利組織は、高度の情報の非対称性の問題に直面している場合や所有権のコストが非常に大きい場合にみられるという。その場合、分散された投資家は監視者としては不十分である。従業員のほうが適しているが、従業員は一般に同質的でない。Hansmann (2014) も同様の内容である。なお、名目上のパトロン所有者がほとんどコントロール権を持たない企業も協同組合に含むことがある。
- 24) 満期所有権 (ownership of expirations) とは、米国において独立代理店がある保険会社との代理店委託契約を解除した場合、当該保険会社の扱う保険契約が満期を迎えても、その保険会社は更改案内を顧客に送付したり、その保険会社と取引のある別の代理店に顧客情報を流したりすることができないことを内容とする、独立代理店を保護するための権利を指す (長岡 2000, 注 15)。したがって、専属代理店には満期所有権が与えられない。
- 25) Grossman and Hart (1986) は、所有権の費用・便益に関して、保険会社と代理店との関係を扱った研究であり、興味深い示唆を与える。たとえば、満期所有権が専属代理店ではなく、独立代理店に与えられる理由として、代理店がその権利を持つことで、保険会社との利害対立をコントロールすることができるからである。専属代理店の場合は、保険会社が満期所有権を所有することで、事実上所有 (垂直統合) し、残余コントロール権を通じて代理店との利害対立を軽減することができる。
- 26) 日本の例として、2008年4月保険代理業を営むアドバンスクリエイトとあいおい損害保険の合弁会社としてアドリック損害保険会社が営業を開始した。持ち株比率は前者が50.1%、後者が49.9%である。しかし、2011年3月同社はあいおい損害保険に吸収合併され、消滅した。
- 27) ここでの記述は、崔 (2013) および崔 (2014) を参照している。
- 28) たとえば、退職年金の5年間販売の禁止、農協銀行 (金融機関保険代理店) に対するパンカシュランスルールの適用などがあげられる。
- 29) 1つの例として、JA 共済事業において、2005年4月1日よりそれまでのJA 元受・全共連再共済方式から、JA・全共連共同元受方式へ変更されたことをとりあげたい (武田 2011)。変更は、破綻処理に備えての法的手当によるものであり、JA のリスク負担がないにもかかわらず、元受とすることにやや技巧的な印象があった。しかし、財産権理論からみると、JA を全共連の代理店とするのではなく、対等のパートナーと位置付けることで、所有関係と代理関係の二重性の問題に対応しようとする工夫といえるだろう。

(参考文献)

- 明田作 (2010) 『農業協同組合法』経済法令研究会。
- (2014) 「わが国の法人法体系における協同組合の位置」『農林金融』5月号 (農林中金総合研究所), pp.58-69。

共済協同組合連合会組織の存在意義

- 伊丹敬之 (1986) 『マネジメント・コントロールの理論』岩波書店。
一般社団法人日本自動車連盟 (JAF) 「JAF について」。
<http://www.jaf.or.jp/profile/> 最終アクセス日：2017年1月26日。
- 伊藤秀史 (2005) 「第3章 企業の境界と経済理論」伊丹敬之、藤本隆宏、岡崎哲二、伊藤秀史、沼上幹『リーディングス 日本の企業システム 第Ⅱ期 第2巻 企業とガバナンス』有斐閣, pp.65-88。
- 岩井克人 (2005) 「第1章 株式会社の本質—その法律的構造と経済的機能—」伊丹敬之、藤本隆宏、岡崎哲二、伊藤秀史、沼上幹『リーディングス 日本の企業システム 第Ⅱ期 第2巻 企業とガバナンス』有斐閣, pp.14-43。
- エグゲルトソン (1990)、竹下公視訳 (1996) 『制度の経済学 (上) —制度と経済行動』晃洋書房 (原著: Eggertsson, Thráinn (1990), *Economic Behavior and Institutions*, Cambridge University Press)。
- 岡田太 (2011) 「連合会のガバナンス」生協共済研究会編著『21世紀の生協の共済に求められるもの』コープ出版, pp.20-49。
- (2017) 「共済概念の再検討—共済一般の概念化と保険理論の適用に向けての準備作業—」『保険学雑誌』第636号, pp.1-24。
- オリバー・ハート (1995) 鳥居昭夫訳 (2010) 『企業 契約 金融構造』慶應義塾大学出版会 (原著 Hart, Oliver (1995), *Firms, contracts, and financial structure*, Clarendon Press)。
- 菊澤研宗 (2006) 『組織の経済学入門』有斐閣。
- 規制改革会議 (2014) 「農業協同組合の見直しに関する意見」。<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/opinion3/141112/item.pdf> 最終アクセス日：2016年12月13日。
- 栗本昭編著 (2006) 『21世紀の協同組合原則 (新訳版)』コープ出版。
- JA 共済連 (2015) 「JA 共済事業における自己改革の取り組み状況において」7月31日付ニュース・リリース (No.27-3)。
- 清水徹朗 (2007) 「協同組合理論の展開と今後の課題」『農林金融』(農林中金総合研究所) 第60巻第12号, pp.2-12。
- 全国共済農業協同組合連合会 (1947) 『全共連 15周年記念 農業共済発達史』。
- 武田俊裕 (2011) 「JA 共済に関する法制整備の意義と今後の事業展開のあり方」『共済総合研究』(JA 共済総合研究所) 第63号, pp.82-101。
- 崔桓碩 (2013) 「韓国における生命保険市場の再編と構造分析」『商学研究科紀要』(早稲田大学大学院商学研究科) 第76号, pp.175-194。
- (2014) 「韓国における協同組合法と共済事業」『共済と保険』(日本共済協会) 2014年7月号, pp.12-16。(詳細は、日本共済協会 2013年度第3回共済理論研究会の下記のリンクを参照。<http://133.242.153.46/act/result/index>)。
- 千葉修 (1985) 「産業組合連合会に関する一考察—成立から統合へ—」『農業総合研究』(農林省農業総合研究所) 第39巻第2号, pp.51-102。
- 長岡繁樹 (2000) 「米国損害保険個人マーケットにおける募集チャネルの最新動向」『安田総研クォーター』第32号。
- 中島隆信、今田俊輔、中野諭、王婷婷 (2004) 「わが国法人の組織形態とガバナンス—非営利法人を中心に—」PRI Discussion Paper Series, No.04A-13 (財務省財務総合政策研究所研究部)。
- 中西啓之、松崎良 (1994) 「第2章 事業活動をめぐる生協法の問題点」宮坂富之助編『現代生協法の理論』コープ出版。

共済協同組合連合会組織の存在意義

- 中村竜哉 (2010) 『法と経済学 企業組織論に係る分析手法の研究—財産権, 取引コスト, エージェンシー・コスト, コースの定理の関連性—』白桃書房。
- 日本共済協会 (2016) 『共済年鑑 2017 年版 (2015 年度事業概況)』日本共済協会。
- 日本銀行金融研究所 (2003) 「組織形態と法に関する研究会報告書」『金融研究』第 22 巻, 第 4 号, pp.1-136。
- 農林水産省 (2016) 「平成 26 事業年度総合農協一斉調査結果」。
- 花崎正晴 (2010) 「企業金融とコーポレート・ガバナンス—情報と制度からのアプローチ—」博士学位論文 (早稲田大学)。
- バリー, ミーンズ (1932), 森泉訳 (2014) 『現代株式会社と私有財産』北海道大学出版会 (原著 Berle, Adolf A. and Gardiner C. Means (1932), *The modern Corporation and Private Property*, Harcourt, Brace and World, New York)。
- ピコー, ディートル, フランク (2005), 丹沢安治他訳 (2007) 『新制度派経済学による組織入門: 市場・組織・組織間関係へのアプローチ』白桃書房 (原著 Picot, Arnold, Helmut Dietl, Egon Franck (2005), *Organisation: eine ökonomische Perspektive*, 4. Auflage Schäffer-Poeschel)。
- 広田真一 (2012) 『株主主権を超えて ステークホルダー型企業の理論と実証』東洋経済新報社。
- 堀越芳昭 (1996) 『「不分割積立金」の本質と存在形態—協同組合・公益組織・株式会社の変革に通底するもの—』『協同の発見』(協同組合総合研究所) 第 46 号, pp.16-20。
- (2002) 「協同組合の基礎理論—その哲学・定義・特質—」『経済集志』第 72 巻第 1 号 (日本大学経済学部), pp.151-171。
- (2010) 「G7 諸国の協同組合法制における不分割積立金 (下) —不分割共同資本の法制度—」『協同の発見』第 211 号 (協同組合総合研究所), pp.6-19。
- 本位田祥男 (1969) 『協同組合総論』日本評論社。
- マーシャル (1923), 永澤越郎訳 (1991) 『第 2 篇 企業組織の支配的な諸傾向』(同『産業と商業: 産業技術と企業組織, およびそれらが諸階級, 諸国民に与える影響の研究』第 2 分冊 (第 2 版)), 岩波ブックサービスセンター (原著 Marshall, Alfred (1923), *Industry & Trade: A study of Industrial Technique and Business Organization, and of their Influences on the Conditions of Various Classes and Nations*, 4th ed., Macmillan)。
- 三浦隆之 (2008) 「株主はもはや企業の所有者ではない! ?—アグリエッタ=ルベリユの所説を中心として—」『福岡大学商学論叢』第 52 巻第 3・4 号, pp.391-418。
- 宮川壽夫 (2013) 『配当政策とコーポレートガバナンス—株主所有権の限界—』中央経済社。
- 宮澤健一 (1988) 『制度と情報の経済学』有斐閣。
- 柳川範之 (2006) 『法と企業行動の経済分析』日本経済出版社。
- 米山高生 (2012) 「日本における協同組合共済の歴史的役割と存在意義—所有権理論の枠組み—」『日本共済協会結成 20 周年・2012 年国際協同組合年論文・講演集』日本共済協会, pp.87-146。
- Aglietta, M. and A. Reberlioux (2005), *Corporate Governance Adrift: A Critique of Shareholder Value*, Edward Elgar.
- Alchian, Armen A. (1965), "Some Economics of Property Rights," *Il Politico* Vol. 30, No. 4, pp.816-829.
- Alchian, Armen A. and Harold Demsetz (1972), "Production, Information Costs, and Economic Organization," *The American Economic Review*, Vol.62, No.5, pp.777-795.
- Birchall, Johnston (2011), *People-Centred Business: Co-operatives, Mutuals and the Idea of Membership*, Palgrave Macmillan.
- (2012), *The Comparative Advantages of Member-owned Businesses*, *Review of Social Economy*, Vol.70, No.3, pp.263-294.

共済協同組合連合会組織の存在意義

- Cook, Michael L. (1995), "The Future of US Agricultural Cooperatives: A Neo-institutional Approach," *American Journal of Agricultural Economics* 77: 1153-1159.
- Demsetz, H. (1967), "Toward a Theory of Property Rights," *The American Economic Review*, Vol.57, No.2, pp.347-359.
- Fama, Eugene and Michael C. Jensen (1983), "Separation of Ownership and Control," *Journal of Law and Economics*, Vol. 26, No. 2, Corporations and Private Property: A Conference Sponsored by the Hoover Institution, pp.301-325.
- Grossman, Sanford J., and Oliver D. Hart (1986), "The Costs and Benefits of Ownership: A Theory of Vertical and Lateral Integration," *Journal of Political Economy* Vol.94, No.4, pp.691-719.
- Hansmann, H. (1988), "Ownership of the Firm," *Journal of Law, Economics, and Organization*, Vol.4, Issue 2, pp.267-304.
- (1996), *The Ownership of Enterprise*. Cambridge, Massachusetts: The Belknap Press of Harvard University Press.
- (1999), "Cooperative Firms in Theory and Practice," paper presented at the Helsinki conference on "The Role of Cooperative Entrepreneurship in the Modern Market Environment," June 11.
- (2011), "Firm Ownership: The Legacy of Grossman and Hart", in Aghion, Philippe, et. al. (2016), *The Impact of Incomplete Contracts on Economics*, Oxford University Press.
- (2014), "Invited Paper; All Firms are Cooperatives — and So are Governments," *Journal of Entrepreneurial and Organizational Diversity*, Vol. 2. Issue 2, pp.1-10.
- Hansmann, H. and R. Kraakman (2001), "The End of History for Corporate Law," *Georgetown Law Journal*, Vol. 89, No. 2, pp.439-468.
- Hart, O. (1996), "The Governance of Exchanges: Members' Cooperatives Versus Outside Ownership," *Oxford Review of Economic Policy*, 12: 53-69.
- Hart, O. and John H. Moore (1990), "Property Rights and the Nature of the Firm," *Journal of Political Economy*, Vol.98, No.6, pp.1119-58.
- (1998), "Cooperatives vs Outside Ownership," NBER Working Paper 6421.
- Jensen, Michael C. (1993), "The Modern Industrial Revolution, Exit, and the Failure of Internal Control Systems," *Journal of Finance*, Vol. 48, No. 3, pp.831-880.
- (2000), *A Theory of the Firm: Governance, Residual Claims, and Organizational Forms*, Harvard University Press.
- Jensen, Michael C. and William H. Meckling (1976), "Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure", *Journal of Financial Economics*, Vol. 3, No. 4, pp.305-360.
- (1979), "Rights and Production Functions: An Application to Labor-Managed Firms and Codetermination," *The Journal of Business*, Vol.52, No.4, pp.469-506.
- Jones, Derek and Panu Kalmi (2015), "Membership and Performance in Finnish Financial Cooperatives: A New View of Cooperatives?" *Review of Social Economy*, Vol.73, No.3, pp.283-312.
- Manne, Henry G. (1965), "Mergers and the Market for Corporate Control," *Journal of Political Economy*, Vol. 73, No. 2, 110-120.
- Picot, A. and B. Wolf (1994), "Institutional Economics of Public Firms and Administrations: Some Guidelines for Efficiency-Oriented Design," *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, Vol.150, No.1 pp.211-232.

Rey, P. and J. Tirole (2006), "Financing and Access in Cooperatives," *International Journal of Industrial Organization* 25: 1061-1088.

(Abstract)

Although cooperative insurance business in Japan has grown remarkably in the world, it has not been a major subject for cooperative studies. Especially an economic study on cooperative insurance has not progressed for long time. The main reason is that a federation system is a special form of a cooperative and scholars do not seem to be interested in it. A major purpose of the research is to examine the significance of national insurance federation of cooperatives from a perspective of ownership or property rights theory. The function of a federation system is division and specialization of business. It is desirable that a federative insurer consolidate the functions for getting, analyzing and evaluating risk information rather than each cooperative does so. It also has a role of inhibiting the dilution of property rights. Hansmann argues that an essential role of cooperatives is to protect producers, workers, consumers or small business enterprises from exploitation by the firm because these patrons incur the greatest costs of contract. However, they cannot control managers so effectively that an ownership of the firm should be given the person who is able to enforce corporate governance. Therefore, ownership should be assigned to cooperatives and they own the federative insurer. Finally, we briefly discuss the conversion of a federative insurer into a stock company. As insurance business is growing, customers of non-members are more increasing and outside investors are also increasing when it is a listed company. As a result, it is proposed to not only lose the cooperative principle and philosophy but also make progress in the loss of cooperative identity. A cooperative is an organization composed of a combined association and enterprise but they will be separated because of the conversion into a stock company. Consequently it is called into question its *raison d'être* as cooperative.